

○加須市新規就農者育成事業補助金交付要綱

平成26年12月16日

告示第388号

(趣旨)

第1条 この要綱は、加須市農業の中核的担い手となる農業者を育成するため、市内で新たに農業経営を営もうとする者に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則(平成22年加須市規則第51号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、申込時に15歳から64歳までの年齢にある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「新規就農者」という。)とする。

- (1) 市内で就農を希望する者であって、加須市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に規定する加須市青年等就農計画の認定を受けたもの
- (2) 新たな営農類型に変更しようとする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、就農に意欲及び熱意を有する者で市長が認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新規就農者が市内で就農するときから5年以内に必要となった農業用設備の取得及び農業用機械の購入に要する経費のうち、1年分の経費とする。ただし、定期的に交換する資材その他これに類する消耗品等の取得に要する経費は、除く。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(当該額が100万円を超えるときは100万円)とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第7条の規定により、新規就農者育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新規就農者育成事業計画書(様式第2号)

- (2) 新規就農者育成事業収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要であると認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により事業の目的及び内容を調査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものであると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、規則第10条の規定により、補助金の交付の可否を決定し、速やかにその決定の内容及びこれに前条第3項の条件を付した場合にはその条件を、新規就農者育成事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に対し通知するものとする。

(事業実績報告書の提出)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、規則第15条の規定により、新規就農者育成事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に新規就農者育成事業報告書(様式第6号)及び新規就農者育成事業収支決算書(様式第7号)その他市長が必要であると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 実績報告書の提出期限は、事業の完了後30日とする。

(補助金の確定)

第9条 市長は、実績報告書を受けた場合においては、規則第16条の規定により、当該事業に係る実績報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新規就農者育成事業補助金確定通知書(様式第8号。以下「確定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、規則第18条の規定に基づき、前条の規定により確定した金額を交付するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、確定通知書の写しを添えて新規就農者育成事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第11条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

- 2 前項の証拠書類は、事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金を交付した日の属する年度の翌年度から5年以内に、当該補助金の交付に係る施設又は機械を目的外に使用し、又は処分したとき。
 - (4) 補助金を交付した日の属する年度の翌年度から5年以内に離農又は他の職に就いたとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、新規就農者育成事業補助金返還命令書(様式第10号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の加須市新規就農者育成事業補助金交付要綱(平成15年加須市告示第125号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規程によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成26年12月16日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

新規就農者育成事業補助金交付申請書

年 月 日

加須市長 大 橋 良 一 様

住所
氏名

加須市新規就農者育成事業補助金交付要綱第5条の規定により補助金を交付されるよう
関係書類を添えて申請します。

様式第3号(第5条関係)

新規就農者育成事業収支予算書

1 収入

区分	金額	説明
	円	
市補助金		
合計		

2 支出

区分	金額	説明
	円	
合計		